

議 事 日 程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
改正について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 | 財産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 12 号 | 財産の取得について |
| 日程第 19 | 議案第 13 号 | 令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 20 | 議案第 14 号 | 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 21 | | 一般質問 |
| 日程第 22 | 意見案第 1 号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 23 | 意見案第 2 号 | 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |

令和 8 年 第 4 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 1 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 2 号 | 財産の取得について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 3 号 | 令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 4 号 | 令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |

◎出席議員（1 5 名）

- | | | | | |
|-----|-------|-----------|-------|-----------|
| 議 長 | 1 5 番 | 杉 本 信 一 君 | 1 4 番 | 佐 藤 昇 君 |
| | 1 番 | 秋 元 直 樹 君 | 2 番 | 戸 松 恵 子 君 |
| | 3 番 | 阿 部 君 枝 君 | 4 番 | 白 幡 隆 一 君 |

5 番 遠 藤 明 美 君
 7 番 渡 辺 清 夏 君
 9 番 村 岡 敦 子 君
 1 1 番 今 村 則 康 君
 1 3 番 山 谷 敬 二 君

6 番 佐 藤 和 徳 君
 8 番 山 本 悟 君
 1 0 番 前 島 英 樹 君
 1 2 番 勢 志 優 華 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	高 橋 義 久 君	農業委員会会長	石 丸 博 雄 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	総務課周年事業担当課長	中 原 誉 君
総務課契約担当課長	丸 山 啓 次 君	企 画 課 長	大 西 公 太 君
企画課みらい創造担当課長	成 中 克 也 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
保 健 福 祉 課 長	渡 邊 亮 司 君	農政林務課長	石 川 正 徳 君
商工観光課長	倉 内 健 一 君	建 設 課 長	米 谷 克 美 君
生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君	生田原総合支所参事	田 村 明 彦 君
丸瀬布総合支所長	大 川 寿 雄 君	白滝総合支所長	長 原 裕 一 君
会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君	教 育 部 長	古 賀 伸 次 君
総 務 課 長	堂 前 政 好 君	社会教育課長	中 南 秀 隆 君
選挙管理委員会事務局長	松 村 圭 悟 君	監査委員事務局長	中 田 英 明 君
農業委員会事務局長	石 川 正 徳 君		

◎議会議務局職員出席者

事 務 局 長	岩 井 誠 志 君	事 務 局 参 事	中 田 英 明 君
事 務 局 主 任	堂 前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和 8 年第 4 回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、14 人であります。

なお、戸松議員より遅れる旨の届出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、高橋代表監査委員、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和 7 年度及び令和 8 年度例月出納検査の結果、令和 7 年度教育委員会点検・評価報告書、議長の執務及び議員派遣結果、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の日程は、第 21 までとなっております。

なお、追加議案等の予定がされておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 戸松議員、出席です。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、戸松議員、前島議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

前島議会運営委員長。

○議会運営委員長（前島英樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和８年第４回遠軽町議会（定例会）の会期につきましては、６月１０日午後２時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から６月１８日までの３日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、６月１７日午後３時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から６月１８日までの３日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６月１８日までの３日間とすることに決定しました。

◎日程第３ 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第３ 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和８年第４回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和８年第２回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

遠軽町名誉町民である元北海道知事、堀達也氏におかれましては、令和８年５月１６日に御逝去されました。

堀氏は、遠軽町瀬戸瀬で少年時代を過ごされ、遠軽高校から北大農学部を経て、北海道職員として総務部知事室長等の要職を歴任された後、平成３年５月に公営企業管理者に、平成５年６月には副知事に就任されました。

平成７年４月からは、北海道知事として２期８年にわたり、その強力なリーダーシップと豊かな行政経験、高邁な政治理念をもって、道民生活の安定向上と北海道の発展に多大な貢献をされました。

堀氏は、遠軽町民が郷土の誇りとするところであり、深く尊敬の念を抱く方でした。謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

次に、安全保障関連３文書の改定に伴う動きについてであります。

国においては、現在、安全保障関連３文書の改定に向けた議論が進められており、その中には、自衛隊の定員削減を視野に入れた組織体制の見直しが含まれております。

陸上自衛隊遠軽駐屯地は、国家の防衛のみならず本町の経済、教育、医療、さらには

地域活動を支える不可欠な存在です。

また、災害対応等においては、近隣市町村を含めた地域全体の安心・安全を担う重要な拠点であり、仮に駐屯地の規模縮小や人員削減が行われるようなことがあれば、本町及び周辺地域の存続に関わる重大な影響を及ぼしかねません。

こうした情勢を踏まえ、来る6月20日土曜日、遠軽駐屯地による市中パレードが実施されることになりました。

原則、隔年実施であるところ、昨年に引き続き本年も開催されることは、駐屯地と町との強固な絆を示すものであり、駐屯地の存置に向けた機運を一層高める貴重な機会となります。町といたしましても、引き続き、あらゆる方面へ向けて積極的に存置活動を展開してまいり所存であります。

次に、新庁舎建設工事の状況についてであります。

本工事につきましては、令和5年12月に契約を締結し、途中、工期の延長を行いました。6月30日までの完成が見通せる状況となりました。

これに伴い、新庁舎の供用開始日を当初の予定どおり7月21日とし、現在、諸準備を進めているところであります。供用開始に先立ちまして、議員の皆様をはじめ、関係者や町民の方々を対象とした内覧会を開催し、新庁舎の機能や防災拠点としての特徴などを広く知っていただく機会としてまいります。また、供用開始当日は開庁式を執り行い、関係者の皆様と共に完成を祝したいと考えております。

次に、要望活動についてであります。

5月25日、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、網走開発建設部に対し要望活動を行いました。

また、6月8日には遠軽地区総合開発期成会として、網走開発建設部及び北海道オホーツク総合振興局に対し、地域の懸案事項について要望を行っております。

今後におきましても、地域課題の解決に向け、引き続き粘り強く関係機関への働きかけを行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況については、地方自治法の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号令和7年度遠軽町一般会計繰越明許費については、令和7年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、議会に報告するものです。

報告第3号令和7年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、令和7年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、議会に報告するものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号瀬戸瀬西町外5辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公

共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、本計画を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 3 号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、条例を定めるものです。

議案第 4 号から議案第 10 号までの工事請負契約の締結については、下白滝南丸瀬布線つつじ橋長寿命化工事、えんがる球場大規模改修工事（土木）、遠軽町新庁舎前緑地整備工事、生田原コミュニティセンター大規模改修工事、遠軽町旧庁舎解体工事、丸瀬布歯科診療所建設工事（建築主体）及び共進団地公営住宅建設工事（C 棟）（建築主体）について、議会の議決を求めるものです。

議案第 11 号及び議案第 12 号の財産の取得については、生田原コミュニティセンター用備品の購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 13 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

歳入については、道支出金、寄附金、繰越金、諸収入を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして目的の基金に積立てをするものです。

歳出については、多面的機能支払事業交付金の返還に伴う税外収入還付金、農業担い手対策事業として経営発展支援事業補助金、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金、虹のひろばにおける熊対策用電気柵購入費等を計上するものです。

議案第 14 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修業務委託料を計上したところです。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 4 報告第 1 号

○議長（杉本信一君） 日程第 4 報告第 1 号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（田村明彦君） 報告第 1 号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、御報告いたします。

別紙 1 が、第 35 期（令和 7 年度）事業報告書、別紙 2 が、第 36 期（令和 8 年度）事業計画書でございます。

それでは、第 35 期（令和 7 年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

1 ページをお開き願います。

1、事業全般の状況につきましては、記載のとおりですのでお目通し願います。

1 ページ中段から、振興公社の運営状況でございます。

ノースキング入浴利用者であります、年間利用実績といたしましては5万1,396人となり、前年と比べまして590人の減少となっております。

宿泊利用者であります、年間利用実績といたしましては8,170人となり、前年と比べまして366人の増加となっております。

レストラン利用者であります、グランドメニューの見直しや本日のおすすめメニューの導入を積極的に行った結果、年間利用実績は2万9,446人となり、前年と比較しまして2,353人の増加となっております。

続きまして、2 ページをお開き願います。

2 ページ上段、ちゃちゃワールド入館利用者であります、お客様の満足度向上及び来館者促進に努めましたが、年間利用実績が1万1,078人となり、前年と比較しまして505人の減少となりました。

次に、売店その他売上等であります、年間売上額は4,564万2,001円となり、前年と比較しまして1,259万6,113円の増加となっております。

一般管理費につきましては、日頃から節電等経費節減に努め、1億9,965万905円となりました。前年と比較しまして2万4,318円の減少となりました。

純売上高は2億6,777万9,418円、経常利益は1,511万7,305円となり、増収増益となっております。

2 ページ中段の年間集客数は、レストランを含めたホテルノースキングが8万9,012人、ちゃちゃワールドが1万1,078人、両施設合わせまして10万90人の集客となっております。

2 ページ下段は、役員会等です。

続きまして、3 ページを御覧願います。

3 ページ上段から会社の概要を記載しております。

3 ページ中段から4 ページにつきましては、株式の状況、取締役及び監査役の名簿、従業員の状況が記載されております。

5 ページにつきましては、株主名簿ですのでそれぞれお目通し願います。

6 ページにつきましては、ノースキング宿泊者、入浴者、レストラン利用の実績及びちゃちゃワールドの入館者実績であります。

次に、7 ページを御覧願います。

貸借対照表です。

資産の部の流動資産については、現金及び預金から貯蔵品まで合わせまして5,641万8,632円、固定資産は、有形固定資産の建物及び車両運搬具、器具備品を合わせまして19万7,656円、無形固定資産は、電話加入権で22万6,408円、投資等

は、出資金の1万円、前払保険料14万6,736円で合わせまして15万6,736円、資産合計は5,699万9,432円であります。

次に、負債の部ですが、流動負債は、買掛金から未払消費税まで合わせまして2,090万9,913円、固定負債は、長期借入金847万7,000円であり、負債合計は2,938万6,913円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス408万7,481円で、純資産合計は2,761万2,519円であります。

負債・純資産合計は、資産合計と同額の5,699万9,432円であります。

8ページをお開き願います。

8ページから9ページは、損益計算書であります。

純売上高の売上は、2億6,777万9,418円です。

売上原価は、期首棚卸高に仕入を加え、期末棚卸高を差し引いた額5,430万6,464円で、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億1,347万2,954円であります。

次に、販売費及び一般管理費ですが、職員給与手当から9ページの企画展費まで合わせまして1億9,965万905円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益は1,382万2,049円であります。

営業外収益は、受取利息から雑収入まで合わせまして140万8,026円となっております。

営業外費用は、支払利息で11万2,770円となっております。

営業利益に営業外収益を加算し、さらに営業外費用、支払利息を差し引いた経常利益は、1,511万7,305円であります。

税引前当期純利益1,511万7,305円から法人税等充当額20万6,000円を差し引いた当期純利益は1,491万1,305円であります。

次に、10ページをお開き願います。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円については変動がありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス1,899万8,786円、当期純損益金が1,491万1,305円でありますので、当期末残高はマイナス408万7,481円となります。

以上により、株主資本合計は2,761万2,519円となり、純資産合計も同額であります。

次に、11ページを御覧願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですのでお目通し願います。

続きまして、別紙2を御参照願います。

第36期（令和8年度）事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の基本方針であります。

株式会社生田原振興公社、ホテルノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努めます。

なお、今年度からノースキングの大規模改修を実施する予定でありまして、今年は、9月から来年1月までレストランのホールと厨房の改修に着手します。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託し、販売促進に努め、また、観光協会等の団体と協力し、地場産品の販売促進に努めることとしております。

以下、事業方針については記載のとおりでありまして、詳しい説明は省略させていただきますのでお目通し願います。

3ページをお開き願います。

令和8年度収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億2,838万7,000円が見込まれておりますが、9月からの大規模改修工事の実施に伴い、レストランを約5か月間休業する予定であることから、テナント収入は前年実績と同額であります。入浴売上などの売上につきましては、前年度実績の60%から90%と控えめな金額でそれぞれ計画されております。

営業外収益は、雑収入で50万3,000円を見込み、収入合計2億2,889万円となっております。

4ページをお開き願います。

次に、支出についてであります。仕入は3,146万円、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から旅費交通費までの人件費計が8,052万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が9,605万円となっております。

5ページを御覧願います。

広告宣伝費から手数料までの諸費計が1,857万円を見込み、販売費及び一般管理費計は1億9,514万円であります。

営業外費用は、支払利息14万円、利益見込額215万円、支出合計は、収入合計と同額の2億2,889万円となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況についての説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

6番佐藤議員。

○6番（佐藤和徳君） 報告書の3ページです。

私、あまり詳しくないところもあるのですが、取締役及び監査役というところ

で、代表取締役社長以下4名の方がいらっしゃるのですけれども、代表取締役の方は高齢になってきておりまして、生田原振興公社というのは永続的な企業だと思うのですけれども、見た感じで、この中ですと後継者というか、もし社長に何かがあった場合は、取締役の方が代表になるということなのではないでしょうか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

田村生田原総合支所参事。

○生田原総合支所参事（田村明彦君） 生田原振興公社につきましては、独立した法人格を有しておりまして、内部情報の範囲につきましては、私どものほうでの答えは差し控えさせていただきます。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 報告第2号令和7年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第2号令和7年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1ページをお開き願います。

令和7年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、物価高騰対応重点支援事業につきましては、7,978万8,000円のうち7,971万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金6,707万1,000円、一般財源は1,264万7,000円です。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳管理事業につきましては、211万円

を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 2 1 1 万円です。

3 款民生費 2 項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、4, 2 4 2 万 4, 0 0 0 円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 4, 2 4 2 万 4, 0 0 0 円です。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業につきましては、6, 6 2 7 万 6, 0 0 0 円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 4, 1 1 9 万円、地方債 2, 5 0 0 万円、一般財源は 8 万 6, 0 0 0 円です。

6 項住宅費、公営住宅長寿命化事業につきましては、5, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、国道支出金 1, 5 4 4 万円、地方債 3, 9 7 0 万円、一般財源は 2 1 9 万 3, 0 0 0 円です。

1 1 款災害復旧費 1 項災害復旧費、一般単独災害復旧事業につきましては、1, 6 3 0 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、地方債 1, 6 3 0 万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第 2 号令和 7 年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第 6 報告第 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 6 報告第 3 号令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 報告第 3 号令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて説明いたします。

令和 7 年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項において準用する同令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

1 ページをお開き願います。

令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、新庁舎整備事業につきましては、作業員の人員不足の影響により建設工事の工期が延長され、年度内に事業を完了することができなくなったため、1 8 億 1, 8 8 7 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳の未収入特定財源は、

地方債 10 億 9,340 万円、その他 6 億 9,618 万円、一般財源は 2,929 万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第 3 号令和 7 年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを終わります。

◎日程第 7 議案第 1 号

○議長（杉本信一君） 日程第 7 議案第 1 号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第 1 号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第 2 条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1 の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第 2 条第 3 号ウに該当する御寄附をいただきました片平俊治様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2 の社会功労としまして、遠軽町表彰条例第 2 条第 3 号エに該当する御寄附をいただきました、ホクレン農業協同組合連合会様、遠軽建友会様、遠軽信用金庫様、株式会社渡辺組様、株式会社岩見田・設計様であります。

なお、住所、寄附金額・物件及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、6 件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき、表彰いたしたく提案するものであります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 2 号

○議長（杉本信一君） 日程第 8 議案第 2 号瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） 議案第 2 号瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更についてを御説明いたします。

瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、辺地に係る総合整備計画につきましては、あらかじめ都道府県と協議しなければならないこととなっておりまして、令和 8 年 4 月 17 日付で同意を得ているものであります。

次のページをお開き願います。

別紙、総合整備計画書であります。

変更点につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

表の左側が変更前、右側が変更後であります。

3、公共的施設の整備計画の右欄の変更後を御参照ください。

変更前と変更後の金額を併記することとなっておりまして、上段の括弧内は変更後の金額、下段の金額は変更前の金額となっております。

3 行目の観光・レクリエーション施設（ロックバレースキー場整備事業）につきましては、事業費、財源内訳及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額につきまして、事業費を 6,366 万円、財源内訳の一般財源を 6,366 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 6,360 万円に、それぞれ変更するものです。合計についても、それぞれ記載のとおり変更するものであります。

辺地に係る総合整備計画に位置づけた事業につきましては、辺地対策事業債を活用することが可能となります。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 2 号瀬戸瀬西町外 5 辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(杉本信一君) 日程第9 議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長(松村圭悟君) 議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条項を整理するため提案するものであり、条文の規定内容に変更はなく条項の整理となっております。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改めるものであります。

前のページの別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和8年9月24日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第4号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度下白滝南丸瀬布線つつじ橋長寿命化工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億5,400万円であります。

契約の相手方は、遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役、今野政男であります。

この工事につきましては、5月27日、8者による指名競争入札を行った結果、大同産業開発株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和9年3月19日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表6に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第5号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度えんがる球場大規模改修工事（土木）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は1億879万円であります。

契約の相手方は、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎であります。

この工事につきましては、5月27日、8者による指名競争入札を行った結果、株式会社管野組が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和8年12月18日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表7に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第12 議案第6号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度遠軽町新庁舎前緑地整備工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,765万円であります。

契約の相手方は、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月27日、8者による指名競争入札を行った結果、日新

工業株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和8年12月18日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表8に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第13 議案第7号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第7号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8～10年度生田原コミュニティセンター大規模改修工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は20億4,974万円であります。

契約の相手方は、三共後藤・北海・吉崎異業種特定建設共同企業体。

代表者企業体、三共後藤・茶木建築工事特定建設共同企業体。代表者、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設、代表取締役、後藤武史。

構成員企業体、北海・工藤電気工事特定建設共同企業体。代表者、遠軽町岩見通北1丁目1番地2、北海電建株式会社、代表取締役、福家貢。

構成員企業体、吉崎・三宮機械工事特定建設共同企業体。代表者、北見市北4条東7丁目1番地、株式会社吉崎工業所、代表取締役社長、天池鉄也であります。

また、三共後藤・北海・吉崎異業種特定建設共同企業体の構成につきましては、次の

ページの参考資料を御参照願います。

この工事につきましては、5月27日、2者による指名競争入札を行った結果、三共後藤・北海・吉崎異業種特定建設共同企業体が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和10年9月29日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表12に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第8号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8・9年度遠軽町旧庁舎解体工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は2億7,258万円であります。

契約の相手方は、渡辺・山口特定建設工事共同企業体。

代表者、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役、渡辺勇喜。

構成員、遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役、山口貴生であります。

この工事につきましては、5月27日、6者による指名競争入札を行った結果、渡辺・山口特定建設工事共同企業体が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和9年10月29日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表13に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第15 議案第9号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和8年度丸瀬布歯科診療所建設工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は6,270万円であります。

契約の相手方は、遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎であります。

この工事につきましては、5月27日、8者による指名競争入札を行った結果、株式会社管野組が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和9年2月19日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表14に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 9 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 10 号

○議長（杉本信一君） 日程第 16 議案第 10 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第 10 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和 8 年度共進団地公営住宅建設工事（C 棟）（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は 5,412 万円であります。

契約の相手方は、遠軽町南町 3 丁目 2 番地 76、苗田建設株式会社、代表取締役、苗田和彦であります。

この工事につきましては、5 月 27 日、6 者による指名競争入札を行った結果、苗田建設株式会社が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

工期は、令和 9 年 1 月 29 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております建設工事等発注状況の一覧表 15 に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 10 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第17 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第11号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（丸山啓次君） 議案第11号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、生田原コミュニティセンター用シンクほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、シンク7台、ホットフードカート2台、冷蔵コールドテーブル3台、恒温高湿庫コールドテーブル1台、その他厨房設備一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,009万8,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル、代表取締役、谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、5月18日、10者による指名競争入札を行った結果、株式会社イチマルが落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は、令和9年1月29日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 12 号

○議長(杉本信一君) 日程第 18 議案第 12 号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

丸山総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(丸山啓次君) 議案第 12 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、生田原コミュニティセンター用プレハブ冷蔵庫ほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、プレハブ冷蔵庫 1 台、冷凍冷蔵庫 4 台、スチームコンベクションオーブン 2 台、製氷機 2 台、ブラストチラー&ショックフリーザー 1 台、食器洗浄機 1 台、その他厨房機器一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は 2,222 万円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通北 10 丁目 2 番地 23、株式会社キグレ管材、代表取締役、朝長賢一であります。

この財産の取得につきましては、5 月 18 日、10 者による指名競争入札を行った結果、株式会社キグレ管材が落札者となり、同日仮契約を締結しております。

納期は、令和 9 年 1 月 29 日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表 2 に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 12 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 13 号及び日程第 20 議案第 14 号

○議長（杉本信一君） 日程第 19 議案第 13 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 20 議案第 14 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、以上議案 2 件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第 13 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,362 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 194 億 2,784 万 8,000 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算補正の 1、歳入から説明いたします。

15 款道支出金につきましては、2 項道補助金に 644 万 1,000 円を追加し、総額を 7 億 7,475 万 5,000 円とするものです。

17 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 305 万円を追加し、総額を 4 億 3,385 万 2,000 円とするものです。

19 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 1,113 万円を追加し、総額を 2 億 1,113 万円とするものです。

20 款諸収入につきましては、5 項雑入に 300 万 8,000 円を追加し、総額を 2 億 8,951 万 5,000 円とするものです。

これにより、歳入合計 194 億 421 万 9,000 円に 2,362 万 9,000 円を追加し、総額を 194 億 2,784 万 8,000 円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 1,282 万 8,000 円を追加し、総額を 39 億 6,114 万 3,000 円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費に 116 万円を追加し、総額を 33 億 2,444 万円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1 項農業費に 644 万 1,000 円を追加し、総額を 4 億 6,360 万 7,000 円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に320万円を追加し、総額を10億4,790万6,000円とするものです。

これにより、歳出合計194億421万9,000円に2,362万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の194億2,784万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、周年記念事業2万1,000円につきましては、町史編さん執筆員の任用に係る通勤費相当額の費用弁償を追加するものです。

13目諸費、税外収入還付225万7,000円につきましては、会計検査による多面的機能支払事業交付金の返還に伴い追加するものです。

14目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金に指定寄附金8件分645万円、まち・ひと・しごと創生基金積立金に企業版ふるさと納税3件分410万円を追加するものです。

10ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業116万円につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うため、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

12ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業担い手対策事業375万円につきましては、将来の担い手の確保を図り、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた機械の導入に対し補助するため、経営発展支援事業補助金を計上するものです。

農業振興一般経費269万1,000円につきましては、畑作地帯等の畑作物産地における持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、病虫害の発生など環境変化への対応に向けた取組等に対し補助するため、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金を計上するものです。

14ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、虹のひろば管理運営事業320万円につきましては、虹のひろばにおいて施設利用者の安全を確保するため、熊対策用の電気柵の設置に係る備品購入費を計上するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金につきましては、経営発展支援事業補助金375万円、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金269万1,000円の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金5万円につきましては、まちづくり振興資金

として1件の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金300万円につきましては、地方創生推進資金として1件の企業版ふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,113万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入につきましては、多面的機能支払事業交付金返還金300万8,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議案第14号令和8年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明します。

令和8年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ231万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,095万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明します。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明します。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に115万9,000円を追加し、総額を5億7,749万8,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に116万円を追加し、総額を3億9,199万円とするものです。

これにより、歳入合計22億3,863万9,000円に231万9,000円を追加し、総額を22億4,095万8,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明します。

次のページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に231万9,000円を追加し、総額を5,162万円とするものです。

これにより、歳出合計22億3,863万9,000円に231万9,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の22億4,095万8,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略しまして、3、歳出から説明します。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費231万9,000円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴うシステムの改修業務委託料の追加です。

次に、2、歳入について御説明します。

戻りまして、6ページをお開きください。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目介護保険事業費補助金 1 1 5 万 9, 0 0 0 円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国の補助金です。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金 1 1 6 万円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に係る一般会計からの繰入金です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案 2 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 3 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

2 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3 款民生費、1 0 ページ、1 1 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6 款農林水産業費、1 2 ページ、1 3 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7 款商工費、1 4 ページ、1 5 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

1 5 款道支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 1 7 款寄附金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 1 9 款繰越金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2 0 款諸収入、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 1 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 1 4 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

4 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 14 号の質疑を終わります。

以上で、議案 2 件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案 2 件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 13 号令和 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号令和 8 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前 11 時 27 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 戸松 恵子

署 名 議 員 前 島 英樹